

吹田市精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム専門部会実施要領

(目的)

第1条 吹田市障がい福祉計画に基づき、精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、保健・医療・福祉・社会参加（就労）・住まい・地域の助け合い・教育が包括的に確保された「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の支援体制を構築するため、吹田市地域自立支援協議会において吹田市精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム専門部会（以下、「専門部会」という）を設置する。

(内容)

第2条 専門部会は次に掲げる事項について協議する。

- (1) 国が示す「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業」の項目推進及び進捗状況の把握、評価
- (2) 精神科病院の入院患者等の地域移行に向けた検討
- (3) 関係機関相互の情報共有
- (4) その他、精神障がい者の保護・医療・福祉等の充実のために必要と認められる事項の検討

(構成)

第3条 専門部会は次に掲げる機関により構成し、事務局が選任する。

- (1) 当事者及び家族
- (2) 障がい福祉サービス事業者
- (3) 福祉関係団体
- (4) 就労支援関係者
- (5) 学校関係者
- (6) 医療関係者
- (7) 警察及び消防
- (8) 行政機関

2 専門部会は、その議題に応じて一部の機関で構成することができる。また、必要があると認めたときは、上記以外の者に専門部会への出席を求め、意見を聴くことができる。その判断は事務局が行う。

(運営)

第4条 運営は、健康医療部地域保健課と福祉部障がい福祉室による共同実施とする。

- 2 開催は、年2回以上とする。

(事務局)

第5条 専門部会の事務局は、健康医療部地域保健課と福祉部障がい福祉室に置く。

(庶務)

第6条 専門部会の庶務は、事務局の主たる運営を担う部が主導して処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、令和3年7月7日から施行する。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和8年7月1日から施行する。